第２　利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号使用計画

電気通信番号使用計画

電気通信番号の種別（注１）：

１　電気通信番号の使用に関する事項
(1)　電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守する旨
(2)　電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号（他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含む。）をその種別に応じ適切に使用する旨
２　電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注２）（注３）
３　電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注２）（注４）
４　利用者設備識別番号の管理に関する事項（注２）（注５）
５　電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注２）
６　その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注２）

注１　別表に掲げる電気通信番号の種別のいずれかを記載すること。ただし、別表第２号に掲げる付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容ごとにこの様式を作成することとし、当該電気通信役務の内容を併せて記載すること。
２　卸電気通信役務を提供する電気通信事業者と記載事項の全部又は一部が同一の内容である場合は、当該電気通信事業者の氏名又は名称及び同一である旨（記載事項の一部が同一である場合は同一である範囲）を記載することにより、記載内容の全部又は一部を省略することができる。
３　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
(1)　電気通信番号により電気通信役務を識別する場合は、識別される電気通信役務（当該役務の提供の区域を含む。）
(2)　電気通信役務の提供の開始の日（別表第１号に掲げる固定電話番号を使用する場合は、電気通信番号計画に定める番号区画ごとの日）
(3)　卸電気通信役務の提供の有無及びその概要
４　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
(1)　電気通信番号により電気通信設備を識別する場合は、識別される電気通信設備
(2)　電気通信番号が使用される通信経路
(3)　電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点
(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）
５　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
(1)　利用者設備識別番号に係る使用、未使用その他の状態の管理方法
(2)　利用者設備識別番号に係る卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者が利用者設備識別番号の管理を適切に行うことができるようにするための管理方法
(3)　卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者に対する利用者設備識別番号の管理方法
６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第３　事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号使用計画

電気通信番号使用計画

電気通信番号の種別（注２）：

１　電気通信番号の使用に関する事項
(1)　電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守する旨
(2)　電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号（他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含む。）をその種別に応じ適切に使用する旨
２　使用しようとする事業者設備等識別番号（注３）
３　電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注４）
４　電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注５）
５　事業者設備等識別番号の管理に関する事項（注６）
６　電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項
７　その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項

注１　自ら指定を受けて事業者設備等識別番号を使用する場合に加えて自ら指定を受けていない事業者設備等識別番号を使用する場合は、第３及び第４の様式をそれぞれ作成すること。
２　別表に掲げる電気通信番号の種別のいずれかを記載すること。
３　次に掲げる事項を記載すること。
(1)　事業者設備等識別番号の種別及び数
(2)　別表第14号に掲げるデータ通信設備識別番号を使用する場合は、その桁数
(3)　別表第15号に掲げるメッセージ交換設備識別番号を使用する場合は、そのオクテット数
４　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
(1)　電気通信番号により電気通信役務を識別する場合は、識別される電気通信役務（当該役務の提供の区域を含む。）
(2)　電気通信役務の提供の開始の日
(3)　卸電気通信役務の提供の有無及びその概要
５　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
(1)　電気通信番号により電気通信設備を識別する場合は、識別される電気通信設備
(2)　電気通信番号が使用される通信経路
(3)　電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点
(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）
６　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
(1)　一の事業者設備等識別番号の種別において、複数の事業者設備等識別番号を使用する場合は、その管理方法
(2)　卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者に対する事業者設備等識別番号の管理方法
７　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。